

令和4年4月8日

東京都内所在保険薬局 各位

令和2年度(令和3年度へ繰越分)薬局における薬剤交付支援事業について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年度4月30日から令和4年2月28日までの間に厚生労働省が実施した薬局における薬剤交付支援事業についてご連絡いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から配送料等の全部または一部を補助する事業で、「COV 自宅、COV 宿泊、0410 対応」の記載がある処方せんが対象とされ、その実施分については令和4年2月28日までの実施分を本会請求用システムにご入力いただいたところです。

今般、令和4年2月28日までの実施分を清算いたしましたところ、厚生労働省から本会に交付予定されていた予算の上限額が令和4年2月21日に達したため、令和4年2月21日をもって交付事業の打ち切りとさせていただくこととなりました。

そのため令和4年2月22日から2月28日までの7日間の実施分について、請求用システムにご入力いただきました請求については誠に残念ではありますが、交付対象外となります。

なお、今後のスケジュールは下記のとおりです。

記

1. 交付時期：令和4年5月から6月頃に送金を予定（令和2年度分、3年度分合計）
2. 交付方法：本会請求用システムにご入力いただいた指定金融機関口座
3. 送金の連絡：送金の前後に送金日等の事項について郵送でご連絡いたします。

※ 事業の途中終了については、薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点 日本薬剤師会（令和2年度、令和3年度）に「実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了する」と示されており、本会から地区薬剤師会経由の連絡及び本会ホームページで周知させていただいております。

※ Eメールでのお問合せのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：yakuzai-koufu@toyaku.or.jp